

園内売店出店委託事業者募集要領

1. 目的

この公募は、公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「本協会」という。）が管理する公園等における、利用者の利便性と公園の魅力を向上させるため、キッチンカー(移動販売車)等による飲食売店を運営する事業者を選定することを目的とします。

2. 出店委託事業者の選定方法

出店委託事業者の選定方法は、公募による書類審査方式により実施します。

3. 出店委託内容

仕様書（別紙1、2）のとおり。

4. 募集内容

次の2つの飲食売店をそれぞれ募集します。

① グルメショップ

本協会が管理するスポーツ施設及び公園等において、大会やイベント開催時など、多くの来園者が見込まれると本協会が予想した日に来園者の利便性を図るために出店する飲食売店。

② ヴァンフォーレパーク売店（以下、「VFP 売店」という。）

本協会とヴァンフォーレ甲府が共催で実施しているヴァンフォーレパークに、本協会が出店する飲食売店として運営する売店。

5. 募集出店委託事業者数

① グルメショップは、6事業者程度選定する。

② VFP 売店は、1事業者選定する。

（注釈1）同一日にグルメショップ及びVFP 売店運営できる事業者は、①、②の両方に応募することができます。

（注釈2）同一日に1公園あたり複数台の出店はできない。ただし、グルメショップ及びVFP 売店の受託者に選定された場合はそれぞれで1台ずつ出店することができる。

6. 出店場所

出店場所については、本協会の指示により決定する。

7. 条件等

(1) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 売店仕様

- ① グルメショップ、別紙1（グルメショップ仕様書）のとおり。
- ② VFP売店、別紙2（VFP売店仕様書）のとおり。

(3) 委託事業者の選定

別紙3に基づき、採点を行い選定する。

8. 申請資格

(1) 上記「1. 目的」に同意する者

(2) キッチンカー(移動販売車)を所有（またはリース）する個人、法人または任意団体

(3) 本協会が管理している公園等に出店が可能なこと

(4) 本協会からの出店依頼に同意・協力できる者

(5) 営業許可を受けた車両等を使用すること

(6) 営業に係る許可（保健所への申請等）を得ている者

(7) 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者

(8) 自店から排出されたゴミ・汚水及びキッチンカー(移動販売車)等周囲のゴミ（包装類等）の持ち帰り、周囲の清掃ができる者

(9) 個人、法人または任意団体及びその代表者が次に該当する場合は出店することができません。なお、確認作業のため、関係機関等に身分照会を依頼する場合があります。

ア) 制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）

イ) 破産者であって、復権していない者

ウ) 銀行取引停止処分を受けている者

エ) 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

オ) 禁固刑以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留または起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者

カ) 申込業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者キ) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者

ク) 国税及び地方税、市民税等を滞納している者

ケ) 暴力団関係者及びその繋がりとされる者

(10) 事業者の選定後及び契約後に上記（1）～（8）に関して虚偽の事実が判明した場合、並びに（9）に該当することが判明した場合は、選定または契約を取り消すことがあること。

11. その他の条件

- (1) 出店場所及び日時は、本協会が指定する。また、公園パンフレットをカウンター横に置くなど、公園利用者へのサービス向上に協力すること。
- (2) 提案された企画内容にある販売品目、販売価格等は、変更等を依頼することがある。
- (3) 本募集は選定された出店委託事業者に出店機会を約束するものではない。
- (4) 天候等の条件で集客が見込めない場合でも、出店の有無は本協会が判断する。
- (5) 出店委託事業者に決定した後に、営業する権利を他人に譲渡または再委託することはできない。
- (6) 食品衛生法その他の関係法令を遵守し、衛生管理を徹底しなければならない。
- (7) 事故、苦情等があった場合は、直ちに本協会に連絡し、事業者の責任で対応しなければならない。
- (8) 電力、その他販売に関わるものは、すべて出店委託事業者で用意すること。
- (9) 営業時の呼び込みやBGMは、小音量で一般の公園利用者や周辺住民等が不快に感じない範囲内とし、キッチンカーの外観やのぼり等について、本協会が風致・景観を害すると判断した場合は是正すること。
- (10) 常に、味の向上、品質管理、丁寧な接客に努めて、利用者に喜ばれるサービスの提供を行うこと。
- (11) 出店委託事業者に決定した後に、本協会が求める条件等を満たせなかった場合、決定を取り消すことがある。その取消により出店委託事業者に損失が生じても、本協会はその損失を補償しない。また、出店委託事業者は本協会に対して一切補償の請求は行わないこと。
- (12) 公園内への車両の進入によって、舗装等の公園施設を損傷した場合は、出店委託事業者の負担において原状回復すること。
- (13) キッチンカー（移動販売車）は、営業時間外は公園外に移動すること。

12. 申込

受託を希望する者は、次の提出書類を申込期間内に申込場所まで持参又は郵送すること。
なお、提出書類に不備がある場合には原則として受付しない。

(1) 申込期間

令和5年3月6日（月）から令和5年3月20日（月）まで

(2) 申込場所

山梨県甲府市840 小瀬スポーツ公園体育館
公益財団法人山梨県スポーツ協会

(3) 質問および回答

- ① 質問は、質問受付期間内に質問票（様式第3号）を FAX または電子メールで本協会宛に提出すること。
- ② 質問受付期間
令和5年3月6日（月）午前10時から令和5年3月10日（金）午後5時まで
- ③ 回答は、令和5年3月14日（火）から令和5年3月20日（月）までの間に、本協会ホームページに掲載する。
電子メール：uketuke@sports.pref.yamanashi.jp
※電話での受付は行わない。

13. 応募方法

(1) 提出書類

提出書類	法人	個人
① 応募申請書（様式第1号）	○	○
② 添付書類		
ア) 登記事項証明書（商業登記簿謄本）1部	○	
イ) 住民票の写し1部		○
ウ) 定款、寄付行為その他これに準じるもの1部	○	
エ) 県税及び市町村民税の滞納がないことの証明書1部	○	○
オ) キッチンカー(移動販売車)の営業許可証の写し1部	○	○
カ) 出店に使用するキッチンカー(移動販売車)の車検証の写し1部 ※リースの場合はリース契約書一式の写し1部	○	○
キ) 食品賠償保険等の証明書の写し1部	○	○
ク) 事業概要書（法人は会社案内で代用可）	○	○
ケ) 誓約書1部（様式第2号）	○	○

※任意団体の場合は代表者個人とします。

(2) 応募申請書（様式第1号）

小瀬スポーツ公園ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.sports.pref.yamanashi.jp/taikyo/>

(3) 応募先及び応募方法

(1) の提出書類一式を、期限までに持参又は郵送すること。

【提出期限】 令和5年3月20日（月）必着

【提出先】〒400-0836 山梨県甲府市小瀬町840 小瀬スポーツ公園体育館

TEL：055-243-3112

(4) その他の留意事項

- ① グルメショップ及びVFP売店の両方に応募する場合は、申請書を1部ずつ提出すること。
- ② 一度提出した書類は、内容の変更、再提出、差し替えを認めない。
- ③ 応募にかかる経費はすべて申請者が負担すること。
- ④ 提出書類に使用する言語および通貨は、日本語および日本円とする。

14. 選定結果の発表

令和5年3月24日（金）に本協会ホームページにて発表する。

15. 選定後の手続き
出店委託事業者候補として選定された者は、「8. 申請資格」等について確認した後、契約を締結する。

16. 問い合わせ先

公益財団法人山梨県スポーツ協会 売店事業担当

TEL：055-243-3112